

水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「水源地域活性化小中学校等出前授業実施要領」（以下、「実施要領」という。）第5条に基づき、出前授業に派遣する講師の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源地域とは、相模原市緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)、山北町、愛川町、清川村をいう。
- (2) 都市地域とは、横浜市、川崎市、相模原市（前号を除く地域）、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町をいう。
- (3) かながわ水源地域の案内人とは、水源地域活性化推進協議会が別に定める個人または団体をいう。

(登録要件)

第3条 講師に登録できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 神奈川県内の水源地域で次のいずれかの活動を行っていること。
 - ア 地域づくり・地域活性化のための活動
 - イ 自然、郷土文化、食文化などの地域資源を生かした活動
 - ウ 都市地域住民との交流活動
 - エ その他、アからウに類似する活動をしており、土地水資源対策課長が認めた活動
- (2) 実施要領第4条に基づく出前授業の実施が可能と認められる者であること。

(登録・登録の取消)

第4条 講師の登録及び取消は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 講師の登録を希望する者のうち、かながわ水源地域の案内人においては水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録申請書（第1号様式）のみを、かながわ水源地域の案内人以外の者においては水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録申請書（第1号様式）に水源地域活性化小中学校等出前授業活動状況報告書（第1号様式の2）を添えて土地水資源対策課長に提出する。
- (2) 土地水資源対策課長は、登録について可否を決定したときは、申請者に対し水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録結果通知書（第2号様式）によりその結果を通知する。なお、登録内容について、県は小中学校等に公表することができるものとする。
- (3) 次に定める事項に該当した場合、土地水資源対策課長は水源地域活性化小中学校等

出前授業講師登録取消決定通知書（第3号様式）により、登録を取り消す。

ア 講師から水源地域活性化小中学校等出前授業講師登録取消申請書（第4号様式）により登録取消の申し出があった場合

イ 講師が「かながわ水源地域の案内人」でなくなった場合

ウ 講師としての適性を著しく欠く事態が生じた場合

（登録内容の変更）

第5条 講師は、登録内容に変更が生じた場合に、水源地域活性化小中学校等出前授業講師変更届出書（第5号様式）により、速やかに変更内容を土地水資源対策課長に届け出るものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月14日から施行する。